

おん せい げん ご き のう しょう

音声・言語機能障がいについて

あなたに知ってほしいこと

音声・言語機能障がいとは

言語障がいは大きく二つに分けられます。

● 音声機能障がい

喉頭などの器官の障がいで、言葉の理解には支障がなく、発声だけが困難な音声機能の障がい。

● 言語機能障がい

失語症や構音障がい、言語発達障がいなど、言葉の理解や適切な表現が困難な言語機能の障がい。

こんなことに困っています

● 周囲に気づいてもらえないことがあります。

外見ではわかりにくい障がいのため、周囲に気づいてもらえないことがあります。話しかけられてもすぐには返答できず、もどかしい思いをすることがあります。

● 音声機能障がいの場合

咽頭摘出手術を受けた人は、食道発声の訓練をして、会話ができるようになる人もいますが、当分の間は、筆談が主なコミュニケーション方法です。話しかけられてもすぐには返答できなかったりします。

● 言語機能障がいの場合

会話が困難なため、知りたいことを質問できない不便さが理解されず、日常生活に不自由していないと誤解されることがあります。

こんな配慮をお願いします

● コミュニケーション方法を確認しましょう

音声機能障がいの人は、声帯の代わりに食道部を振動させて声にしたり（食道発声）、電動式人工喉頭を首に当てて声にしています。聞きとりにくい場合は、筆談をあわせて利用することもあります。

● 聞きとりにくい場合は確認しましょう

言語障がいのある人への対応は、一つ一つの言葉を聞き分けることが大切です。わかったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。

詳しくは

島根県聴覚障害者情報センター

〒690-0011 松江市東津田町1741-3

電話：0852-32-5960

FAX：0852-32-5961

島根県西部視聴覚障害者情報センター

〒697-0016 浜田市野原町1826-1

電話：0855-24-9334

FAX：0855-24-9335